

令和7(2025)年1月20日
柏崎市総合企画部企画政策課

令和6(2024)年度 第6回

柏崎市地域公共交通活性化協議会

議案

自家用有償旅客運送の更新登録について

(1) 概要

柏崎市が運行主体である地域交通「にしやま号」
（運行区域：西山地区）と「東部地域交通」（運行区域：北条地区・中鯖石地区）の運行に必要な登録の有効期間が本年3月6日までになっております。

当該交通は、今後も引き続き運行することから、道路運送法第79条の6及び同法施行規則51条の10の規定に基づき、更新登録手続を行うことについて、お諮りいたします。

※更新登録申請書類は別紙のとおり（一部添付省略）